

しあわせ信州U I Jターン就業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、県内の事業者がU I Jターンによるプロフェッショナル人材を確保することを支援するため、正式雇用の前に試用就業としてそのプロフェッショナル人材を受け入れた場合等に、その要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱における用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。

(1) プロフェッショナル人材

概ね5年以上の勤務により、事業の計画・運営などの実績を有し、かつ、受け入れる企業において事業創出力の強化に繋がるような活躍が期待できる人材をいう。

(2) U I Jターン

県外で居住又は就業していた者が、県内へ転居又は転職することをいう。

(3) 試用就業

事業者及びプロフェッショナル人材の双方が正式雇用の可否を判断するために、有期雇用契約又は出向契約に基づいて、一定期間県内で就業することをいう。

(4) 常時使用する従業員

期間の定めのない契約により使用される者又は1年以上使用されることが予定される者で、かつ、その者の1週間の労働時間数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上である者をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす事業者とする。

(1) 県内に本社、支社、事業所等を有すること。

(2) 県外で就業した後に、U I Jターンするプロフェッショナル人材を雇用しようとする者であること。ただし、当該プロフェッショナル人材が既にU I Jターンしていた場合であっても、そのU I Jターンから概ね1年以内であり、かつ、本事業の対象となる雇用以前に正規雇用による就業がない場合を含むものとする。

(3) 県税の未納がないこと。

(4) 役員等（事業主が個人である場合はその者を、事業主が法人である場合はその支店又は常時契約を締結する事業所等を代表する者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）と密接な関係を有する者でないこと。

- (5) 雇用保険の適用事業主であること。
- (6) 第6第1項の申請をする日から起算して過去1年以内に、雇用保険被保険者を解雇していないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 申請しようとする者が法人である場合は、その資本金又は出資金の総額が10億円未満であること。
- (9) 常時使用する従業員が1,000人未満であること。

(補助対象期間)

第4 補助金の対象期間は、当該有期雇用契約又は出向契約の期間以内とし、最長3か月を限度とする。

- 2 事業者が、試用就業期間を設けずに当該プロフェッショナル人材を正式採用するときは、前項の規定にかかわらず、雇用開始時から2か月間を補助対象期間とする。
- 3 本事業は、前項及び第1項の規定にかかわらず、4月1日以降に雇用を開始するものを対象とし、2月末日をもって当該年度の事業を終了するものとする。

(補助対象経費等)

第5 補助対象経費等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象認定及び交付決定)

第6 補助金の交付を受けようとする事業者は、採用しようとする者を内定した後、雇用開始日までに知事に申請をしなければならない。ただし、当該年度の申請受付は1月31日をもって終了する。

- 2 前項の申請は、様式第1号により行うものとする。
- 3 知事は、補助対象認定及び交付決定（以下、「認定等」という。）をすべきものと認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 4 認定等を受けようとする事業者は、第1項の申請をするに当たっては、補助金に係る消費税額等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請を行うものとする。ただし、当該消費税額等仕入控除税額が明らかでないときは、この限りではない。

(認定等の変更)

第7 認定等を受けた事業者（以下、「認定事業者」という。）が、次の各号に掲げる事項に該当するときは、知事に変更申請をしなければならない。

- (1) プロフェッショナル人材に係る業務内容、給与条件又は雇用期間等の雇用条件を変更

する場合

- (2) 補助対象経費合計額が増加する場合
- (3) 補助対象経費合計額が2割以上減少する場合

2 前項の申請は、様式第2号により行うものとする。

(事業の中断又は廃止)

第8 認定事業者が、本事業を中断又は廃止しようとするときは、様式第3号により知事に届け出なければならない。

(申請の取下げ)

第9 規則第7条第1項の規定による期日は、認定等の通知を受領した日から起算して30日以内とする。

2 前項の規定による取り下げ又は補助対象認定前に申請を取り下げようとするときは、様式第3号により知事に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第10 知事は、認定事業者が、補助対象の事業を継続することについて不相当と認めるときは、認定等を取り消すことができる。

2 知事は、試用就業期間満了後、認定事業者がその業績不振のみを理由として、プロフェッショナル人材との雇用契約を継続しないときは、認定等を取り消すことができる。

(実績報告書)

第11 規則第12条の規定による実績報告書は、様式第4号及び別紙事業報告書によるものとし、認定事業者は、本事業が完了した日（第8の規定により補助事業を廃止したときは、その日）から起算して60日を経過した日又は認定等のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告を行うにあたっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

3 知事は、前項の実績報告書を審査の上、適正と認めたときは、額の確定を認定事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第12 認定事業者が第11第2項の規定による額の確定通知を受けた後、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第5号による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第13 認定事業者は、本事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、本事業の

完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しなければならない。

- 2 知事は、前項の期間及び補助対象期間中、本事業に関して、必要に応じ認定事業者に報告を求め、事務所又は事業所等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査することができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14 認定事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、様式第6号により、知事に速やかに報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

別表 補助対象経費等（第5関係）

<p>(1) 補助対象経費</p>	<p>補助対象事業を実施するに際して、認定事業者が負担するプロフェッショナル人材に係る以下の区分に係る費用とする。</p> <p>①給与（給料、手当、出向負担金）</p> <p>②転居に要した費用（試用就業期間中に当該プロフェッショナル人材の家族が、当該人材と県内で同居するために転居した費用を含む。）</p> <p>③認定事業者への採用面接及び事業所の見学に要した旅費及び宿泊費</p> <p>④転居する住居の貸主に支払う礼金（後に貸主から返還されるものを除く。）</p> <p>ただし、上記費用を対象とする国、県その他公的機関が行う事業との重複を認めない。</p>
<p>(2) 補助額</p>	<p>上記(1)の①については、2分の1に相当する額以内とする。ただし、以下の重点分野においてプロフェッショナル人材を就業させる場合については、補助対象経費の合計額の3分の2に相当する額以内とする。</p> <p>上記(1)の②については10万円以内、(1)の③については2万円以内、(1)の④については6万円以内とする。</p> <p>補助額については、千円未満を切り捨てとし、同一の認定事業者につき、同一年度で5名を限度とする。</p>
<p>(3) 重点分野</p>	<p>①情報技術（IT）</p> <p>②医療機器又は健康福祉機器の開発</p> <p>③健康食品又は健康飲料の開発</p> <p>④省エネルギーに資する機械装置又は製品の開発</p> <p>⑤自然エネルギーを活用した製品の開発</p> <p>⑥電気自動車、小型航空機等の次世代交通分野に係る基幹部品又は加工装置の開発、保守</p>

様式第1号

平成 年 月 日

長野県知事

様

申請者住所

申請者氏名

印

(団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

平成 年度 しあわせ信州U I J ターン就業補助金

認定申請書兼交付申請書

標記補助金について、認定及び交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の内容 別紙事業計画書のとおり
- 2 補助対象経費及び交付申請額

対象経費	円
交付申請額	, 0 0 0 円

※対象経費は、別添事業計画中の事業収支計画①合計額及び②合計額と一致すること。

※交付申請額は、別添事業計画中の事業収支計画の予算内訳本補助金額と一致すること。

※添付書類

- ・誓約書
- ・個人情報の収集に係る本人の同意書
- ・別紙事業計画書
- ・未納の県税徴収金がない旨が記載されている証明書の写し
- ・プロフェッショナル人材の履歴書及び職務経歴書の写し（当該人材の過去の勤務事業所名及び勤務内容が記載されているもの）
- ・雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- ・申請前直近の決算書類
- ・その他知事が必要と認める書類

長野県知事

様

申請者住所

申請者氏名

印

(団体にあっては、名称及び代表者の役職・氏名)

誓 約 書

しあわせ信州U I Jターン就業補助金の認定等を受けるに当たり、以下の事項を誓約します。

- (1) 補助事業の執行にあたっては、しあわせ信州U I Jターン就業補助金交付要綱を誠実に遵守すること。
- (2) 資本金又は出資金の総額が10億円未満であること。
- (3) 常時使用する従業員が1,000人未満であること。
- (4) 雇用保険事業主であること。
- (5) 申請前1年以内に、雇用保険被保険者を解雇していないこと。
- (6) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 役員等（事業主が個人である場合はその者を、事業主が法人である場合はその支店又は常時契約を締結する事業所等を代表する者をいう。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団）と密接な関係を有する者でないこと。

長野県知事

様

個人情報の収集に係る本人の同意書

私は、(申請者名) _____ がしあわせ信州U I J ターン就業補助金の認定等申請をするに当たり、私の氏名、生年月日、住所、履歴書及び職務経歴書記載事項等、申請のために必要となる個人情報を収集されることに同意します。

住所 _____

氏名 _____ 印

2 事業計画

①	プロフェッショナル人材（以下、「人材」という。）を採用して行う事業の概要	ア 就業時の人材の配置先（勤務地）・役職	
		イ 今後の事業計画と人材採用の関係（採用の必要性）	
		ウ 上記事業のため、事業主が求める人材の経験・スキル等	
②	人材の経歴等	ア 氏名（ふりがな）	()
		イ 生年月日・年齢	(S・H) 年 月 日 (満 歳)
		ウ 就業前の勤務地及び居住地（都道府県名）	
		勤務地：	居住地：
		エ 就業中に本人が居住する住所	
		オ 概要（人材が有する資格・スキル、職業経験の内容及び経験年数等）	
		カ U I J ターンを希望する理由	
③	就業期間	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	
④	就業の方法	正式採用・試用就業（有期雇用契約・出向）	
⑤	利用した職業紹介事業者名		

3 事業収支計画

予算内訳		
区 分	金 額	備 考
自己資金	円	①合計から本補助金、その他の金額を控除した金額
その他 ※名称等を記入	円	国、県、その他公的機関が行う事業との重複は不可
本補助金	円	給与については補助率 1/2 又は 2/3 以下、千円未満切捨て
①合 計	円	

支出内訳		
区 分	金 額	積算根拠
給 与	円	給料@ 円/月× か月 手当@ 円/月× か月
転居費用 ※100,000 円以上のときは 100,000 円と記載	円	
旅費及び宿泊費 ※20,000 円以上のときは 20,000 円と記載	円	旅費 円 宿泊費 円
礼金 ※60,000 円以上のときは 60,000 円と記載	円	
②合 計	円	

※①合計と②合計は一致させること。

様式第2号

平成 年 月 日

長野県知事

様

申請者住所

申請者氏名

印

(団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

平成 年度 しあわせ信州UIJターン就業補助金
変更認定申請書兼変更交付申請書

平成 年 月 日付で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり変更
したいので、申請します。

記

1 変更の内容

2 変更交付申請額 (対象経費及び交付申請額に変更がない場合、記載不要)

対象経費	円
交付申請額	, 0 0 0 円

3 変更の理由

※添付書類

- ・別紙事業計画書
- ・プロフェッショナル人材との雇用契約内容に変更がある場合は、変更後の雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- ・対象経費に変更がある場合は、その算出根拠がわかる書類
- ・その他知事が必要と認める書類

様式第3号

平成 年 月 日

長野県知事

様

申請者住所

申請者氏名

印

(団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

平成 年度 しあわせ信州UIJターン就業補助金
中断・廃止・申請取下げ届出書

平成 年 月 日付で交付決定を受けた(申請した)標記補助金について、下記
のとおり中断・廃止・申請取下げをしたいので、届け出ます。

記

1 中断・廃止・申請取下げの理由

2 中断の期間(廃止した日)※取下げの場合、記載不要

※廃止のときは、廃止した日から60日以内又は3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第4号)を提出すること。

様式第4号

平成 年 月 日

長野県知事

様

申請者住所

申請者氏名

印

(団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

平成 年度 しあわせ信州UIJターン就業補助金

実績報告書

平成 年 月 日付で交付決定を受けた標記補助金に係る事業が完了したので、
下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助対象経費及び実績報告額

対象経費	円
補助金額	, 0 0 0 円

2 補助対象経費の内訳

支出内訳		
区 分	金 額	積算根拠
給 与	円	給料@ 円/月× か月 手当@ 円/月× か月
転居費用 ※100,000円以上のときは 100,000円と記載	円	
旅費及び宿泊費 ※20,000円以上のときは 20,000円と記載	円	旅費 円 宿泊費 円
礼金 ※60,000円以上のときは 60,000円と記載	円	
合 計	円	

※別紙事業報告書を添付すること。

別紙事業報告書

事業実績

①	プロフェッショナル人材（以下、「人材」という。）を採用して行った事業の概要等	ア 配置先（勤務地）・役職	
		イ 人材の行なった業務の内容	
		ウ 人材の氏名（ふりがな）	()
		エ 生年月日・年齢	(S・H) 年 月 日 (満 歳)
		オ 就業中の住所	
②	就業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	補助対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
③	正式採用	当初から正式採用・試用就業後正式採用（あり・なし）	
④	③で試用就業後正式採用なしの場合、その理由		

【添付書類】

- 1 補助対象経費の金額及び人材に対する支給が確認できる書類（貸金台帳、給与明細、給与振込確認書類、転居費用、採用面接・見学時の旅費及び宿泊費並びに礼金の領収書等）の写し（領収書は別添貼付台紙を使用すること。）
- 2 人材が県内に転居しているときは、そのことを証明する書類（住民票の写し等、転居していないときは不要）
- 3 本事業に係る雇用契約書等の写し
- 4 上記③で「試用就業後正式採用あり」の場合、その雇用契約書等の写し
- 5 その他知事が必要と認める書類

領収書貼付台紙（旅費及び宿泊費、礼金の領収書を貼付してください。）

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for pasting receipts. The box is vertically oriented and occupies most of the page's width and height.

様式第5号

平成 年 月 日

長野県知事 様

申請者住所

申請者氏名 印

(団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

平成 年度 しあわせ信州UIJターン就業補助金

請 求 書

平成 年 月 日付けで額の確定を受けた標記補助金について、下記のとおり請求
します。

記

1 請求金額 金 , 0 0 0 円

2 振込先 (必ず申請者名義の口座であること)

金融機関名	
本・支店名	
口座種別 (該当箇所を○で囲む)	普通 ・ 当座
口座名義 (フリガナ)	
口座番号	

様式第 6 号

平成 年 月 日

長野県知事

様

申請者住所

申請者氏名

印

(団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

平成 年度 しあわせ信州U I J ターン就業補助金
消費税等仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付けで額の確定を受けた標記補助金について、しあわせ信州U I J ターン就業補助金交付要綱第 14 の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額 (補助金の額の確定通知書により通知した額)
金 , 0 0 0 円
- 2 補助金の額の確定時における消費税等仕入控除税額 (A)
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 (B)
金 円
- 4 補助金返還相当額 (B - A)
金 円

※内訳資料その他参考となる資料を添付すること。